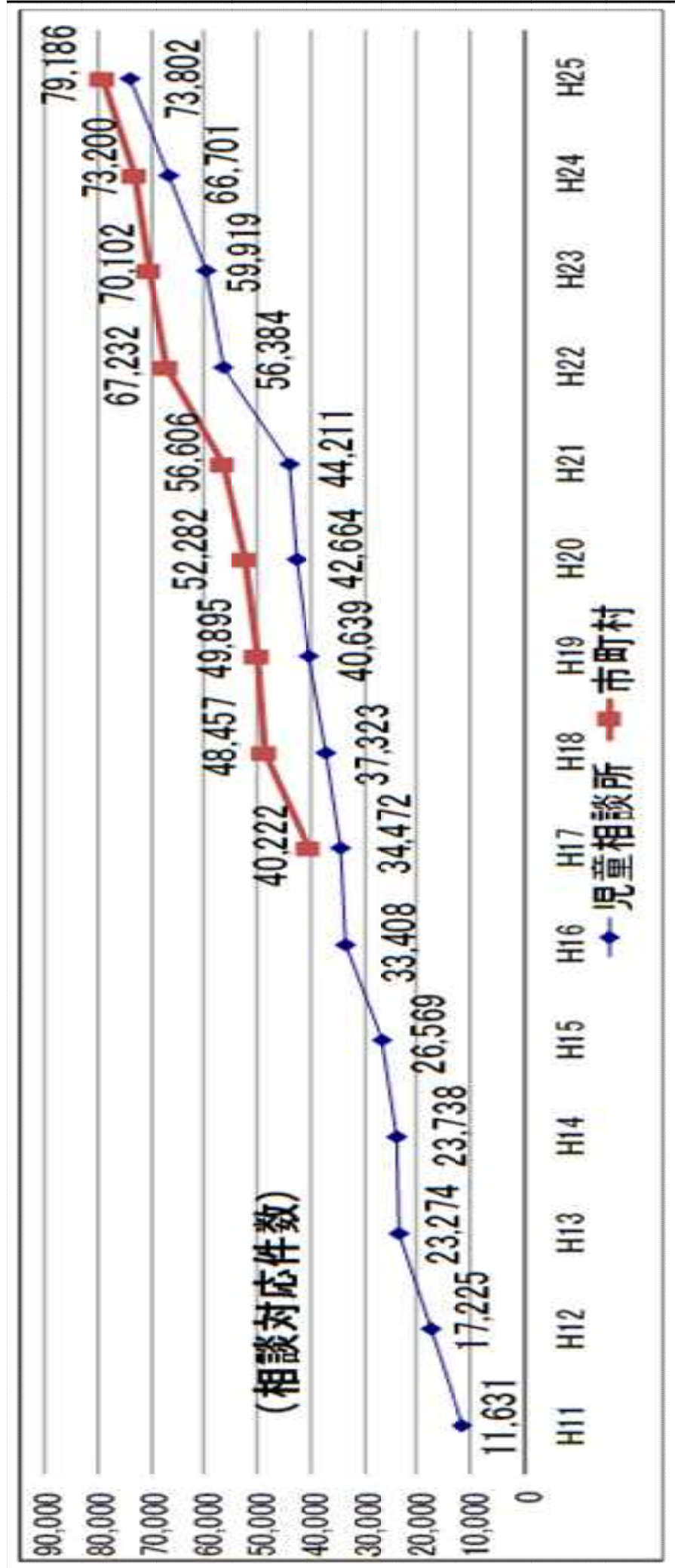


児童虐待の現状

◎ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成25年度の虐待対応件数は73,802件。
- 統計を取り始めて毎年増加。平成11年度の6.3倍。



子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

◎ 児童虐待による死亡事例及び児童数の推移

第1次報告 (H15.7.1～ H15.12.31)	第2次報告 (H16.1.1～ H16.12.31)	第3次報告 (H17.1.1～ H17.12.31)	第4次報告 (H18.1.1～ H18.12.31)	第5次報告 (H19.1.1～ H20.3.31)	第6次報告 (H20.4.1～ H21.3.31)	第7次報告 (H21.4.1～ H22.3.31)	第8次報告 (H22.4.1～ H23.3.31)	第9次報告 (H23.4.1～ H24.3.31)	第10次報告 (H24.4.1～ H25.3.31)	計		
										心中 以外	心中 以外	心中 以外
24	48	51	52	73	64	47	45	56	49	49	29	78
25	50	56	61	78	67	49	51	58	51	41	99	90

注1)第1次報告から第5次報告までは暦年。第6次以降は年度 注2)第1次はH15.7.1～H15.12.31の6か月間
注3)第5次はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

◎ 第1次から第10次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果について

<特徴>

- 心中を除く死亡事例のうち0歳児の割合は44.0%、中でも0日児の割合は17.2%。
さらに、3歳児以下の割合は75.3%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.7%と最も多い。
- 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が38.6%である。(※第2次から第10次報告までの集計)



重篤な事例を防ぐためには、

- ◆ 虐待のリスクについて妊娠期から着目すること
- ◆ 育児に関する知識の不足や育児そのものへの不安を解消するための取組を行うこと
- ◆ 関係機関の効果的な連携による支援を行うこと

などが重要であると考えられる。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（平成26年9月）

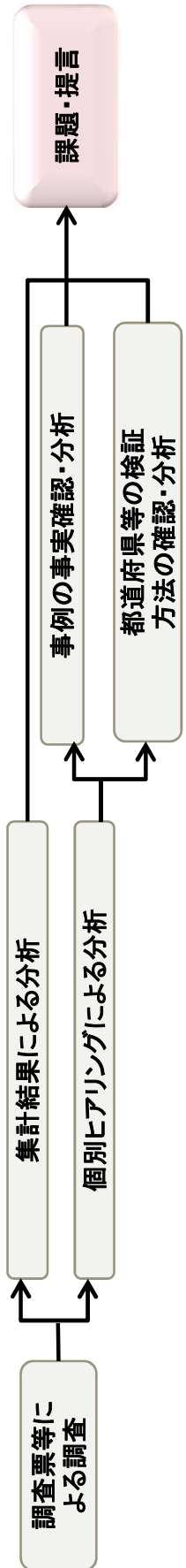
対象

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した児童虐待による死亡78事例（90人）を対象とした。

	第10次報告			（参考）第9次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	49	29	78	56	29	85
人数	51	39	90	58	41	99

調査・分析方法

調査票による調査の後、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



事例の分析

集計結果による分析

- 「心中以外の虐待死」・「心中による虐待死」の事例-

1 心中以外の虐待死

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が22人(43.1%)と最も多く、0歳から2歳を合わせると32人(62.7%)と大部分を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が32人(62.7%)、ネグレクトが14人(27.5%)。直接死因は、「出生後放置」や「低酸素症」等の「その他」11人(有効割合26.8%)を除き、「頭部外傷」8人(同19.5%)が最も多く、「胸部外傷」、「頸部絞扼」による窒息、「頸部絞扼以外による窒息」「出血性ショック」「低栄養による衰弱」「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」が各3人(同7.3%)であった。
- 主たる加害者は、「実母」が38人(74.5%)と最も多く、次いで「実父」と「実母と実父」がそれぞれ3人(5.9%)であった。
- 実母の抱える問題(複数回答)として、「妊婦健康診査未受診」、「母子健康手帳の未発行」、「望まない妊娠」が多かった。
- 加害の動機としては、「保護を怠ったことによる死亡」と「泣きやまないことにはいらなかったため」が多かった。

2 心中による虐待死(未遂を含む)

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から13歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接死因は、「頸部絞扼による窒息」が13人(有効割合38.2%)で最も多く、次いで「中毒(火災によるものを除く)」が10人(同29.4%)であった。
- 主たる加害者は、「実母」が24人(61.5%)と最も多く、次いで「実父」が6人(15.4%)であった。
- 加害の動機(複数回答)としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」、「経済的困窮」が各12人(30.8%)と多かった。

3 関係機関の関与

- 児童相談所の関与は、心中以外の虐待死事例が15例(30.6%)、心中による虐待死事例が10例(34.5%)であり、市町村(児童福祉担当部署)の関与は、心中以外の虐待死事例が13例(26.5%)、心中による虐待死事例が8例(27.6%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で8例(16.3%)、心中による虐待死事例で5例(17.2%)であった。

個別ヒアリング調査結果の分析

- 4事例から -

- 1 乳幼児健康診査未受診等のリスクが高い家庭への対応**
乳幼児健康診査未受診以外にも複数のリスク要因を有していた家庭に対して、関係機関が保有する情報の共有がなされず、虐待発生のリスクを認識していなかった
- 2 転居を繰り返す社会的に孤立しがちな家庭への対応**
転居を繰り返すという事実を把握しながらも、これらの家庭に対する情報共有や協議を行うなどの対応がなされず支援が途切れていた
- 3 家庭全体に対するアセスメントの実施と適切な対応**
子どもと家族全体を支援対象者として捉えた上でのアセスメントが不足していた
- 4 精神疾患のある養育者等の支援を必要としている家庭への対応**
精神疾患があり希死念慮(自殺企図)を抱く実母からの相談に対して、育児困難や虐待を念頭に置いた上で、危機感をもった対応がなされなかった
- 5 児童相談所における組織的なアセスメント**
児童相談所において、相談受理後の情報共有や援助方針等に関する組織的なアセスメントとチェック体制が不十分だった
- 6 市町村職員の専門性及び対応能力**
子どもの健康状態等から予測可能な虐待のリスクについて、十分な認識が不足していた
- 7 市町村における関係部署間の情報共有**
市町村内部の関係部署間において、情報共有に関する連携体制が構築されていなかった
- 8 関係機関間の連携体制**
要保護児童対策地域協議会を活用せず、関係機関の連携に基づき支援が行われなかった
- 9 自治体における検証の実施**
検証に必要な基本的な情報の収集が不足しており、効果的な手法や検証体制が確立されていなかった

第10次報告の特集における事例概要

0日・0か月児死亡事例

第1次から第10次報告までの心中以外の虐待死事例において、0日・0か月児事例が一定数含まれていたことから、今後の対策を考える上で重要な検証対象と捉え、蓄積されたデータの検証を行った。

- 1 **対象**
第1次から第10次報告までの心中以外の虐待死事例における0日・0か月児事例：111人
- 2 **事例の概要**
 - 心中以外の死亡事例全体に占める0歳児の割合は4割以上
 - 0歳児の虐待死に占める0日・0か月児の割合は4割
 - 0日・0か月児事例の中では日齢0日児が8割以上
- 3 **加害者の状況**
 - 加害者の約9割は実母
 - 実母の年齢別内訳は19歳以下が約3割、35～39歳が約2割
 - 親族と同居していた割合は8割（※）
- 4 **妊娠・出産に係る問題**
 - 母子健康手帳の未発行、妊婦健康診査の未受診などが9割（※）
 - 望まない妊娠が約7割、若年（10代）出産の経験ありが約4割
 - 過去にも遺棄をしている事例が約1割
 - トイレ、風呂場等の自宅出産の割合が約6割強、医療機関での出産は1割に満たない

（※）は第10次報告における調査結果のみの値

【支援策】

- 妊娠から出産に至るまで、切れ目のない相談・支援が行える体制の整備と相談窓口に関する周知
- 妊婦が産科医療機関を受診した機会を捉え、切れ目なく行政サービスと結びつくよう医療機関と行政との連携を強化
- 妊婦やその家族に対して、行政サービスや相談の場、養子縁組や里親制度に関する適切な情報提供
- 思春期からの性に関する正確な情報提供

精神疾患のある養育者における事例

養育者の病状の変化が育児困難や子どもの虐待につながる可能性や、過去の死亡事例においても、一定の割合で精神疾患のある養育者による死亡事例が含まれていたことから、検証を行った。

- 1 **対象**
第5次から第10次報告までの実母による虐待死事例の中で、実母に精神疾患のあった事例：73例、79人
(心中以外の虐待死：31例、32人 心中による虐待死：42例、47人)
- 2 **死亡時の子ども年齢**
 - 0歳児が約2割であるが、17歳までの各年齢に分散
- 3 **実母の診断名及び年齢**
 - 心中以外の事例では統合失調症（15例）、心中事例においてはうつ病（20例）が最多
 - 実母の年齢は30歳以上が約8割
- 4 **支援者の状況とその内訳**
 - いずれかの支援者がいた事例が約9割（内訳は配偶者や親、行政の相談担当課が多い）
- 5 **関係機関の関わり**
 - 医療機関と市町村の母子保健担当部署が各6割、児童相談所及び市町村の児童福祉担当部署が約3～4割

【支援策】

- 地域における保健・医療・福祉のネットワークを活用した支援（養育者の主治医と市町村職員や児童相談所等との連携による支援）
- 希死念慮（自殺企図）のある養育者の場合、家庭における養育の限界を丁寧に見極めた上での、適切かつ迅速な対応
- 親子の再統合を行う場合は、施設退所後の養育負担の増加や養育者自身の病状変化に配慮した地域における支援体制の整備

課題と提言

地方公共団体への提言

- 1 虐待の発生及び深刻化予防
 - 望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知
 - 妊婦健康診査の受診に係る啓発の強化
 - 妊娠期からの保健、医療、福祉分野における、それぞれの確実な対応と連携の強化
 - 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化
 - 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等に関する広報・情報提供の着実な実施
 - 児童虐待に係る通告義務・通告先・相談窓口等に関する広報及び啓発のより一層の強化
- 2 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実
 - 乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応
 - 居住実態が把握できない児童・家庭に対する要保護児童対策地域協議会を活用したフォロー体制の整備
- 3 職員の専門性の確保と資質の向上
 - 市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上
 - 市町村における虐待対応担当部署のコーディネーター機能の強化

国への提言

- 1 虐待の発生及び深刻化予防
 - 養育支援に関する妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実
 - 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化
 - 虐待の発生予防のための広報・啓発
- 2 虐待の早期発見・早期対応と支援の充実
 - 虐待発生のリスクが高い家庭の早期発見・早期対応
 - 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備

- 児童相談所における虐待対応の専門性及び中核的機関としての役割機能の強化
 - 丁寧かつ迅速な相談体制の強化に向けた児童相談所及び市町村（虐待対応担当層、母子保健担当層）における人員体制の充実
- 4 虐待対応における関係機関の効果的な連携
 - 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における個別ケース検討会議の積極的な活用と効果的な実務者会議のあり方
 - 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における入所措置解除時の支援体制整備
 - 児童相談所と市町村における専門性を活かした役割分担と連携・協働の徹底
 - 地域をまたがる転居事例に関する地方公共団体間での情報共有の徹底と支援を要する家庭への切れ目のない継続支援の実施
 - 5 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用
 - 地方公共団体による検証の確実な実施
 - 検証を実施するための効果的な手法
 - 地域をまたがる転居事例における検証の地方公共団体間における協力の徹底
 - 検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止

- 3 職員の専門性の確保と資質・能力の向上
- 4 虐待対応における関係機関の効果的な連携
 - 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用と調整機関の機能強化
 - 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関と各関係機関における連携体制の強化
- 5 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用
 - 地方公共団体による検証の確実な実施に向けた方策の検討
 - 検証報告書の積極的な活用に向けた検討と周知

第1次から第10次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数¹が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 望まない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 過去に自殺企図がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもにも会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかか
る旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生
のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る
地域ネットワーク）における検討の対象事
例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不
足しており、危機感が希薄であった

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときは、特に注意して対応する必要がある。

児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化について

共通ダイヤルについて

- 虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだときなどに、躊躇せずに児童相談所に通告・相談できるよう、全国共通の番号によって管轄の児童相談所に電話を転送する、「児童相談所全国共通ダイヤル」(0570-064-000)を平成21年10月1日より運用している。
- 今般、覚えやすい3桁番号にすることで、より広く一般に周知し、迅速かつ適切に通告・相談ができるよう、平成26年度補正予算において必要となる開発費等を計上。
- 平成27年7月からの3桁番号の運用開始にあわせて、24時間・365日どのような時間帯であっても、児童相談所への通告・相談について、相談業務を行う職員が対応できる体制の確保に努められたい。

3桁化後のイメージ

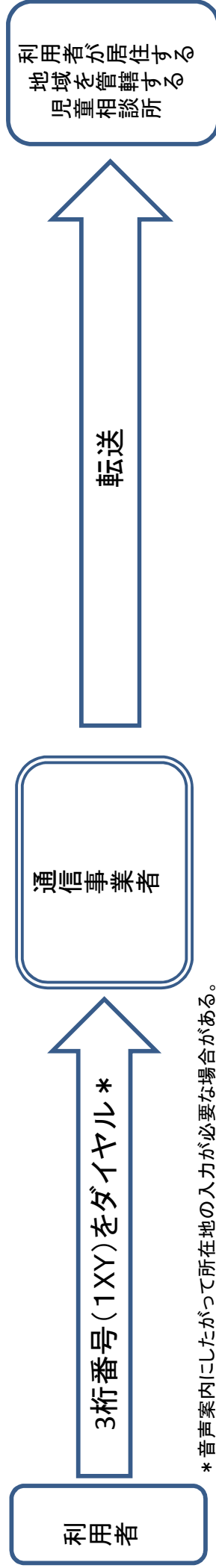
3桁化後の仕組み

3桁番号にかけると、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送。

【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
 - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
 - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話等から発信した場合ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号(7桁)を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

※ 一部のIP電話からはつながりません。また、プッシュ信号が出せない電話からは郵便番号の入力ができません。
 ※ 一部、現行の共通ダイヤルに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)



* 音声案内にしたがって所在地の入力が必要な場合がある。

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議のとりまとめ等について（1）

- 依然として深刻な児童虐待の状況を踏まえ、本年8月29日、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による第1回児童虐待防止対策に関する副大臣等会議を開催。
- 居住実態が把握できない児童の所在把握と、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応の観点から、関係省庁で連携して取り組むべき具体的な対応策以下のとおりとりまとめた。

1. 児童虐待防止対策について

I. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について

- ◇ 妊娠期から子育て期にわたる総合相談や継続的支援を実施するため、妊娠・出産包括支援事業の充実及び利用者支援事業の活用を促進。
- ◇ 子育て世代包括支援センターの本格的展開と併せ、産前・産後サポート事業や産後ケア事業を実施し、親の負担を軽減する。
- ◇ 医療機関による特定妊婦に関する情報提供を市区町村へ行うことが、刑法第134条（秘密漏示）や個人情報保護法第23条（第三者提供の制限）等に抵触しないこと及び特定人に関する情報の医療機関から行政への積極的な提供について周知。
- ◇ 特定妊婦のみならず、見守りなど一定の支援が必要な妊婦についても、妊婦本人の同意を得た上で、医療機関が、直接妊婦に関する情報を自治体へ提供し、また、自治体から支援の状況について医療機関へフィードバックする双方向の仕組みを推進。等

II. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

- ◇ 遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備。（児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有ランク表を整備）
- ◇ 見落としや抜け落ちを防止するため、職種別、介入時点に応じた、子どもの安全確認や安全確保、児相・市町村・警察の連携、協力体制の要点等を整理したマニュアルを作成。
- ◇ 子どもや家庭に関する最新情報を確実に把握できるようにするため、要保護児童対策地域協議会の情報共有モデル事業を創設。等

III. 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

- ◇ 要保護児童対策地域協議会の好事例集の作成。
- ◇ 支援内容が重複する場合等に要保護児童対策地域協議会調整機関が優先して対応すべき支援機関を選定する際の判断がより円滑に行えるよう機能を強化。
- ◇ 支援に関する一定の判断をする際の外部有識者の活用を促進。

IV. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

- ◇ 児童相談所への相談をよりしやすくするための児童相談所全国共通ダイヤルを3桁化。
- ◇ 児童相談所の夜間休日対応のための体制強化。
- ◇ 児童相談所が、より困難なケースを受け止められるよう、予防や軽度な支援が必要なケースについては地域子育て支援事業や利用者支援事業の積極的な活用を促進。

V. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

- ◇ 児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合には、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が疑われる場合には、その権限を行使しできる限りの措置を講ずるなど、相互に連携して、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を徹底。
- ◇ 短期間で臨検・搜索を実施している実例を踏まえ、臨検・搜索の執行を円滑に実施するための取り組みの周知や実施のためのQ&Aを作成。

【引き続き検討する事項】

- ◆ 支援が必要と思われる妊婦情報を関係者が行政に提供することについての努力義務化
 - ◆ 児童相談所の調査に対する回答の義務化
 - ◆ 臨検・搜索手続きの簡素化 → 緊急時の児童の安全確認、安全確保を迅速化 等
- ※ 以上の事項について、被虐待児の自立支援を中心とした事項と併せて、厚生労働省の「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」において議論する。

2. 居住実態が把握できない児童への対応

居住実態が把握できない児童について、市町村間で情報を共有し把握する仕組みを新たに整理した。

児童虐待防止対策等について（案）

1. 児童虐待防止対策について

- 児童虐待の問題は、平成25年度における児童相談所の相談対応件数が、73,802件と過去最高となっており、また虐待により死亡に至る事例も100件前後で推移している等、依然として深刻な状況にあり、また、居住実態が把握できない児童への対応も喫緊の課題となっていたところである。
- このような状況を踏まえ、本年8月29日に児童虐待防止対策に関する副大臣等会議を開催し、
 1. 厚生労働省を中心に、実効的な児童虐待防止対策の構築に向けた検討に着手するとともに、児童虐待防止対策について関係省庁が連携して対策を強化すること。
 2. 居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努めること。
 3. 年内を目途に一定のとりまとめを行うこと。の対応方針を申し合わせた。
- これを受けて、居住実態が把握できない児童への取組みと併せて、児童虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応するための対応策について、関係省庁で連携して検討を行うとともに、厚生労働省において、同年9月19日に社会保障審議会児童部会の下に設置した児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会においても、関係省庁の参加のもと、5回にわたる議論を行い、同年11月28日に「これまでの議論のとりまとめ」(参考)を行ったところである。
- 今般、当副大臣等会議においては、厚生労働省が設置した社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会による「これまでの議論のとりまとめ」を踏まえ、下記の5項目を中心に、関係省庁で連携して速やかな実施に向けて取り組むべき対応策について、別添1のとおりとりまとめた。
 - I. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方
 - II. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化
 - III. 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - IV. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備
 - V. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

2. 「居住実態が把握できない児童」への対応について

- 「居住実態が把握できない児童」への対応については、児童や児童の属する家庭が、特に支援を必要としている場合もあることから、早急に児童の所在を明らかにし、その状況等を把握する必要があるため、同年11月13日の当副大臣等会議において、厚生労働省が実施した調査結果を公表するとともにその結果を踏まえ、関係省庁が連携して取り組むべき対応策をとりまとめた。(別添2)。

＜速やかな実施に向けて取り組む主な対応策＞

妊娠期からの切れ目ない支援

虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%（心中を除いた死亡事例）を占め、とりわけ0日児死亡事例は17.2%を占める。また、その0日児死亡事例では、望まない妊娠の占める割合が71.3%となっている。（※）

死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題が指摘されている。これらを踏まえ、妊娠期からの切れ目ない支援のため、以下の取組を実施する。

（※）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）第1次報告から第10次報告の集計

① 妊娠から出産・子育てに至る切れ目ない支援の仕組み

- ◇ 妊娠期から子育て期にわたる総合相談や継続的支援を実施するため、妊娠・出産包括支援事業の充実（※1）及び利用者支援事業の活用を促進【厚生労働省】
- ◇ 精神科医療機関と産科医療機関や小児科医療機関との間の情報共有を促進【厚生労働省】

② 妊娠期からの相談しやすい体制の整備

- ◇ 行政がこれまで以上に医療機関から特定妊婦（※2）に関する情報を入手し、支援につなげることを可能とするため、医療機関による特定妊婦に関する情報提供を市区町村へ行うことが、刑法第134条（秘密漏示）や個人情報保護法第23条（第三者提供の制限）等に抵触しないこと及び特定人に関する情報の医療機関から行政への積極的な提供について周知【厚生労働省】
- ◇ 特定妊婦のみならず、見守りなど一定の支援が必要な妊婦についても、妊婦本人の同意を得た上で、医療機関が、直接妊婦に関する情報を自治体へ提供し、また、自治体から支援の状況について医療機関へフィードバックする双方向の仕組みを推進【厚生労働省】
- ◇ 学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえた性に関する指導を充実【文部科学省】

③ 支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み

- ◇ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー配置の充実【文部科学省】
- ◇ 保育指針において、保育所から就学先となる小学校へ送付されることとなっている保育所児童保育要録における「養護（生命の保持及び情緒の安定）に関する事項」欄に、児童虐待に関する情報が確実に記載されるよう徹底【厚生労働省】
- ◇ 進学・転学等の際の学校等との間の情報共有や、学校と児童相談所等関係機関の連携の促進、適切な通告の実施などについて改めて周知徹底【文部科学省】

（※1）平成26年度中に着手

（※2）出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書では、市町村と児童相談所の双方が相手方の支援を期待してしまい、対応が後手に回ってしまったなど、それぞれの役割を十分に果たし得なかった結果、重大な事態を招いた事例が散見されている。また、同報告書では、市町村や児童相談所が受けた相談について十分なアセスメントが行われず、虐待の危機感を持たないまま重大事態に至った事例も見られた。こうしたことから迅速、的確に初期対応が行われるような取組が求められる。

一方、市町村や児童相談所の体制については、一人の職員が対応できるケースには限界がある中で、そもそも相談件数に比して、十分な人員体制が整っていないことや専門性の高い職員が不足していること、さらには、研修の機会が少ないことなどが指摘されている。これらを踏まえ、初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化のため、以下の取組を実施する。

① 見落としや初期対応の遅れをなくするための関係機関の連携

- ◇ 遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備
(児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有ランク表を整備)【厚生労働省】
- ◇ 見落としや抜け落ちを防止するため、職種別、介入時点別に応じた、子どもの安全確認や安全確保、児相・市町村・警察の連携、協力体制の要点等を整理したマニュアルを作成【厚生労働省】
- ◇ 子どもや家庭に関する最新情報を確実に把握できるようにするため、要保護児童対策地域協議会の情報共有モデル事業を創設【厚生労働省】
- ◇ 切迫性、危険性の判断能力向上に資するための警察官OB等の配置については、自治体からの相談や要望に応じて、積極的に対応【警察庁】

② 市町村と児童相談所との役割分担の明確化と必要な支援を実施できる体制強化

- ◇ 市町村と児童相談所の役割分担を明確化するため、マニュアルを整備【厚生労働省】

要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)は、支援が必要な子どもの状況や対応について、地域の関係機関間で情報を共有し、支援の内容を協議することを目的としている。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書によると、死亡事例の中には協議会に要保護児童として登録されていなかったり、登録されていても関係機関間での情報共有や役割分担が十分に行われていない事例が見受けられた。一方、市町村によっては協議会の実務者会議において進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況にあることが指摘されている。これらを踏まえ、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、以下の取組を実施する。

① 要保護児童対策地域協議会参加機関が役割分担による支援を迅速かつ確実に実施するための工夫

- ◇ 要保護児童対策地域協議会の好事例集の作成【厚生労働省】

② 協議会調整機関の専門性強化と支援の役割分担の明確化

- ◇ 支援内容が重複する場合等に要保護児童対策地域協議会調整機関が優先して対応すべき支援機関を選定する際の判断がより円滑に行えるよう機能を強化【厚生労働省】
- ◇ 支援に関する一定の判断をする際の外部有識者の活用を促進【厚生労働省】

児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備

平成25年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成11年度に比べて約6.3倍であるのに対して、児童福祉司の配置人数は同期間に約2.3倍となっている。また、児童心理司の配置人数は児童福祉司の配置人数の44.5%（平成26年4月1日現在）となっている。

厚生労働省は、より相談しやすくするため、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化を検討しており、こうした動きも踏まえた夜間休日を含む対応体制を強化することが課題。

また、児童相談所が介入によって保護者と対立した後では、長期にわたる継続的な支援に移行する際に、保護者が支援を受け入れにくいという課題がある。これらを踏まえ、児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備のため、以下の取組を実施する。

① 児童相談所が専門的な支援を確実に行えるための体制強化

- ◇ 児童相談所への相談をよりしやすくするための児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化
(※)【厚生労働省】
- ◇ 児童相談所の夜間休日対応のための体制強化【厚生労働省】
- ◇ 児童相談所の業務について、例えば夜間休日対応を民間団体に委託する等、民間団体等への委託を積極的に進めるよう、事例集等を作成【厚生労働省】
- ◇ 児童相談所や市町村の人員体制の強化【厚生労働省】
- ◇ 緊急時の援助要請に基づく執行力を向上するために、児童相談所と警察の一層の相互理解と連携強化を促進【厚生労働省・警察庁】

② 専門的な支援を効果的に行うための役割分担の明確化

- ◇ 要支援の事例では、利用者支援事業のケース会議に確実に引き継ぎ、分担して対応することを促進【厚生労働省】
(見守りや相談、助言等により対応が可能な事例については、利用者支援事業のケース会議により支援等をフォロー)
- ◇ 児童相談所が、より困難ケースを受け止められるよう、予防や軽度な支援が必要なケースについては地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の積極的な活用を促進【厚生労働省】

(※)平成26年度中に着手

緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

出頭要求から臨検・捜索に至る手続きの実施数は、平成20年度から平成25年度までの6年間で、出頭要求が187事例、再出頭要求が19事例、臨検・捜索は7事例となっている。また、臨検・捜索事例7件の、出頭要求から臨検・捜索までの所要日数は1～70日と様々であった。

これらを踏まえ、緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施のため、以下の取組を実施する。

○ 臨検・捜索を迅速に執行するための工夫

- ◇ 児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合には、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が疑われる場合には、その権限を行使できる限りの措置を講ずるなど、相互に連携して、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を徹底【厚生労働省、警察庁】
- ◇ 短期間で臨検・捜索を実施している実例を踏まえ、臨検・捜索の執行を円滑に実施するための取り組みの周知や実施のためのQ&Aを作成【厚生労働省】
- ◇ 警察職員や児童相談所に配置されている警察官OB等が、児童相談所職員に対して臨検・捜索等を迅速に執行するために必要な裁判所への許可状請求手続き等の知識、書類作成、職務執行等について指導・助言を行い、更にはロールプレイ方式の実践的訓練を実施するなどによる児童相談所職員の能力向上への協力、更なる連携強化の促進【警察庁】

子どもの人権

- ◇ 全国の法務局において、人権相談所を引き続き開設し、児童虐待を含む、あらゆる人権問題について相談に応じる。子どもたちからのアクセスがしやすいように引き続き以下の取組を実施【法務省】
 - ・子どもの人権110番
 - ・子どもの人権SOSミニレター
 - ・インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)
- ◇ 引き続き、児童虐待などの情報をいち早く把握し、人権侵害の疑いのある事案については、調査を行い、児童相談所や学校と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を実施【法務省】
- ◇ 21世紀の社会を担う子どもたちの人権を守るため、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な取組を実施【法務省】

○ 下記の事項についても、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」におけるとりまとめを踏まえ、取り組む【厚生労働省】

妊娠期からの切れ目ない支援

- ◇ 取組の好事例集作成(産科医療機関とのネットワークを構築し、特定妊婦等に関する情報提供を受け、その後の継続支援へつなげている自治体の実践例等)
- ◇ 妊娠に関する相談を促したり、相談窓口に関する広報・啓発を実施
- ◇ 取組の好事例集作成(妊娠SOS相談等)
- ◇ 命の尊さや妊娠・出産や避妊に関する内容に加えて「妊娠した場合の対応等について」の広報・啓発を促進
- ◇ 助産施設(入院助産制度)の更なる周知
- ◇ 特定妊婦と同居している保護者(特定妊婦の親)等が、特定妊婦に対して健診を促したり、保健センターや市区町村の児童福祉担当部署に連絡や相談を行うよう広報・啓発を実施
- ◇ 乳幼児健康診査で把握された「経過観察が必要な子ども」については今後ともフォローアップを確実に実施
- ◇ 取組の好事例集作成(乳幼児健康診査の未受診者フォローに関する取組の実践例等)
- ◇ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の着実な実施
- ◇ 子育て支援員研修制度の創設
- ◇ インターネットや動画を活用し、最新の知見に基づく研修教材を配信する等の工夫
- ◇ 医師・助産師・看護師等が、特定妊婦に関する情報を行政に提供することを努力義務とすることを検討(※)
- ◇ 特定妊婦と同居している保護者等に対し、特定妊婦が健診の受診、保健センターや市区町村の児童福祉担当部署に対して相談することを促すこと、更には保護者等自らが相談、情報提供を行う責務を明確化することを検討(※)

初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化

- ◇ 虐待の重篤化を防ぐポイント等を分析整理し、具体的改善策を自治体に提示(施設退所後の一定期間に必要な面接頻度や安全確認方法、保護者が約束に違反した場合の対応等)
- ◇ 死亡事例の検証において、発生要因の分析を深め、発生予防に向けた効果的な手法を開発
- ◇ 児童相談所への民間からの人材活用を促進

要保護児童対策地域協議会の機能強化

- ◇ 自治体間や公的機関同士での情報共有の促進について、個人情報保護法等の関係と併せて周知
- ◇ 要支援事例について、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業を積極的に活用することを促進
- ◇ 調整機関が関係機関に対して必要な措置をとるよう求めることができることを明確化することを検討(※)

児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備

- ◇ 児童相談所への保健師等の配置について、有効事例をマニュアルに明記し積極的な配置を促進
- ◇ 児童家庭支援センターの設置促進
- ◇ 児童相談所の調査に対する回答義務を検討(※)
- ◇ 安全確認や家族支援等、機能面から児童相談所の業務を分離する仕組みを検討(※)

緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

- ◇ 臨検・捜索の実施状況等について調査を実施
- ◇ 臨検・捜索手続を見直し、立入調査や再出頭要請を経ずとも、裁判官の許可状に基づき臨検・捜索を可能とすることを検討(※)

(※)については、厚生労働省の社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会において、被虐待児の自立に向けた支援策と併せて、引き続き議論

居住実態が把握できない児童への今後の対応について

1. 「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果等について

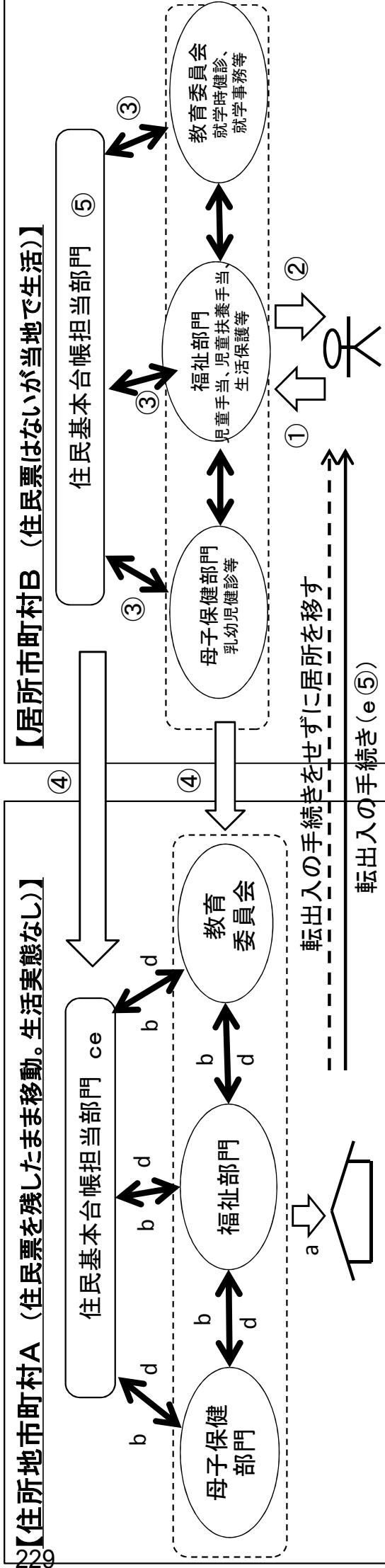
「居住実態が把握できない児童」への対応については、児童や児童の属する家庭が、特に支援を必要としている場合もあることから、早急に児童の所在を明らかにし、その状況を把握する必要があるとして、厚生労働省では、関係省庁（総務省、法務省、文部科学省、警察庁）の協力のもと、26年5月1日時点の当該市町村について住民票があるが、居住実態が把握できない児童について、所在把握等のための調査を実施。

26年11月の副大臣等会議において、調査結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、関係省庁が連携して取り組むべき対応策と併せ、下記のとおり、市町村間の連携により情報を共有し把握する新たな取組をとりまとめた。

2. 「居住実態が把握できない児童」の市町村間の取組【総務省・文科省・厚労省】

- ◎ 居住実態が把握できない児童であって、市町村内での関係部門による情報共有、調査等を行ったにも関わらず所在が把握できない場合は、海外に出国している場合を除き、転出入の手続きをしないまま別の市町村に居所を移している可能性が高いと考えられる。
- ◎ この場合、居所市町村において、母子保健や児童福祉等のサービスを受けていたり、学校に通っていること等が考えられる。このため、その居住実態を把握した場合には、居所市町村と住所地市町村が情報共有するなどして、居住実態の把握に努める。

＜イメージ図＞



a 居住実態が把握できない児童(家庭)の存在を確認

b 市町村内の関係部門間で情報を共有し、居住実態把握のための調査を実施

c 居所市町村より④の連絡を受け、住民基本台帳と突合

d 居住実態が把握できた旨を関係部門間で情報共有

e 本人からの届出等に基づき、住民票を削除

① 母子保健や児童福祉サービスの申込、就学手続き等

② ①の際に転出入手続きについての状況確認及び助言

③ 福祉部門等と住民基本台帳担当部門等の情報共有については、DVによる避難やその後の支援を実施する観点等から、本人が同意しないことに合理的な理由がある

④ 住所地市町村へ連絡

⑤ 本人からの届出等に基づき、住民票を記載

社会的養護の充実について

○社会的養護の平成27年度予算案

- ①児童入所施設措置費等 1,076億円
- ②児童虐待・DV対策等総合支援事業 47億円
- ③次世代育成支援対策施設整備交付金 57億円
など

(※以下の()内の丸数字は上記各事業に対応)

1. 施設における家庭的養護の推進

○児童養護施設の小規模化等の推進【一部新規】

社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図る。

- 職員配置の改善等、「社会保障の充実」(①)
- 地域小規模児童養護施設等を実施する場合の既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成(①・③)
- 児童養護施設の小規模化等、施設入所児童等の生活環境改善を図るための補助(②)

社会的養護における「社会保障の充実」 142億円(国費)

- 量的拡充
- 質の改善
 - ① 児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)
 - ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増(41年度までに全施設を小規模化し、本施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする)
 - ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善(平均+3%相当)
 - ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員(1名)の配置の推進(27年度から15年かけて全施設で実施)

2. 里親委託の推進等

○里親支援機関連事業の拡充【一部新規】^(②)

里親登録されているが、児童を委託されていない里親(未委託里親)に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を新たに実施し、里親委託の推進を図る(10か所)。

○里親支援相談員の配置の推進^(①)

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

3. 被虐待児童等への支援の充実

○児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】^(②)

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る(101か所→106か所)。
- ・ 退所児童等アタケア事業のか所数の増(20か所→27か所)を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアタケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る(33か所)。

○児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実^(①)

養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童^(※1)の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等^(※2)に対する学習支援(学習ボランティア等) (1人当たり月額@8千円)
- ・ 高校生等^(※2)に対する学習支援(学習塾代等) (1人当たり月額@15千円)
- ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童(中学生・高校生)に対する学習支援(個別学習指導) (1人当たり月額25千円)

※1 里親委託児童及びファミリーホーム入所児童を含む。

※2 母子生活支援施設は中学生を含む。

○就職支度費の支給対象の拡大【新規】^(①)

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

○児童養護施設等の職員の人材確保対策^(②)

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

(参考)児童養護施設等の耐震化整備の推進(平成26年度補正予算)

○児童養護施設等の耐震化等整備の推進 8.8億円

自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等における防災対策等の推進のため、耐震化等に要する費用の補助を行う。

○里親支援の体制整備について

(1) 里親委託推進の方策

- ・ 良いマッチングのためには、多数の候補が必要
 - ・ 登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要
 - ・ 里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設定や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。
- 里親トレーニング事業（新規）（社会福祉法人、NPO等へ委託可）の活用により、委託可能な里親を確保
- 里親委託率を大幅に伸ばした自治体の取り組みをまとめた「里親委託率アップの取組報告書」（H25. 2）の周知 等

(2) 里親支援の重要性

- ・ 里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要。
- ・ そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要

○里親支援の取組内容（児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインに規定）

- （主な取組内容例）
- ・ 委託里親への定期的な訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定（委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問）
 - ・ 委託里親に対する複数の相談窓口の提示
 - ・ 里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
 - ・ レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

○里親支援を実行するための体制整備

- ・ 里親支援の取組の中心となる児童相談所における里親担当者における里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい）
- ・ 里親支援機関における里親委託等推進員の配置
- ・ 児童養護施設及び乳児院に配置する里親支援専門相談員の活用
 - 児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員（※）が、定期的訪問を含めた里親支援を分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・ ※里親支援専門相談員配置か所数 H24:115か所 → H25:226か所 → H26:325か所
- ・ 里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有（児童福祉法第12条第5項において、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

○自立支援の充実について

①自立生活能力を高める養育について

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費について

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要
 - 平成24年度から、a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（26年度：56,570円）、b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（26年度：276,190円）
 - 平成27年度予算案で、a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援（小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等）を充実、b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加

③措置延長や、自立援助ホームの活用について

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
 - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知（児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数 H22:153人→H23:182人→H24:263人）
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進（H22:73か所→H25:113か所）

④アフターケアの推進について

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
 - 平成27年度予算案でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
- ・ 身元保証人確保対策事業の活用
 - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供

○社会的養護における「社会保障の充実」について

概要

家庭的な養育環境の推進等を図るため、児童養護施設等においては、「社会的養護の課題と将来像」で示されている職員配置の目標水準(5.5:1→4:1等)を実現するとともに、家庭的な環境の下で職員との個別的关系を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する小規模グループケアや、本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設の配置を推進する。

事業内容

- 児童養護施設等の受け入れ児童数の拡大
虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設等や里親について、受け入れ児童数の拡大を図る。
- 児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等)
児童養護施設等において、家庭的な養護環境を推進等を図るため「社会的養護の課題と将来像」で示されている職員配置の目標水準(5.5:1→4:1等)を実現する。
- 民間児童養護施設等の職員給与の改善(+3%)
民間児童養護施設等に勤務する職員に対し、民間施設給与等改善費の加算(平均+3%相当)を実施する。
- 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加
施設におけるケア単位の小規模化・地域分散化の推進を図るため、小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する小規模グループケア、地域の民間住宅などを活用した地域小規模児童養護施設などの実施を推進する。
 - ・小規模グループケア 1,059か所 → 1,091か所(+32か所)
 - ・地域小規模児童養護施設 293か所 → 299か所(+6か所)
 - ・賃貸対象施設 144か所 → 150か所(+6か所)
- 里親支援担当職員の配置
施設の地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制を充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。
 - ・里親支援担当職員 183か所 → 221か所(+38か所)

(参考) 施設の人員配置の課題と将来像

※平成24年4月は措置費の配置基準を引上げ、平成24年5月に設備運営基準(最低基準の条例の基準)を改正

施設種別	従来	現行 (24年度)	「社会的養護の課題と 将来像」の目標水準 (27年度予算案)	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: <u>1.7:1</u> 1・2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: 小学校以上: <u>4:1</u> <u>6:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児 小学生以上: <u>4:1</u> <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.3:1</u> 2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: 小学生以上: <u>3:1</u> <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて 概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.7:1</u> 2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.3:1</u> 2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて 概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 <u>5:1</u> 10:1	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 <u>4.5:1</u> 10:1	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 <u>3:1</u> <u>7:1</u>	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 支援員 <u>5:1</u> 生活	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4.5:1</u> 生	児童自立支援専門員・児童生活 支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 20世帯未満 <u>1人</u> <u>20世帯以上 2人</u> 少年指導員 20世帯未満 <u>1人</u> 20世帯以上 <u>2人</u>	母子支援員 10世帯未満 <u>1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> 少年指導員 20世帯未満 <u>1人</u> 20世帯以上 <u>2人</u>	母子支援員、少年指導員: それぞれにつき <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>	昭和57年

○児童養護施設等入所児童への学習支援の充実について

事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

事業内容

- 小学生等(※)に対する学習支援
学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)
- 高校生等(※)に対する学習支援
学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)
- 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援
対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

○里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には15.6%に上昇

○子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100

里親等委託率

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5～6人の児童を養育)を含む。ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

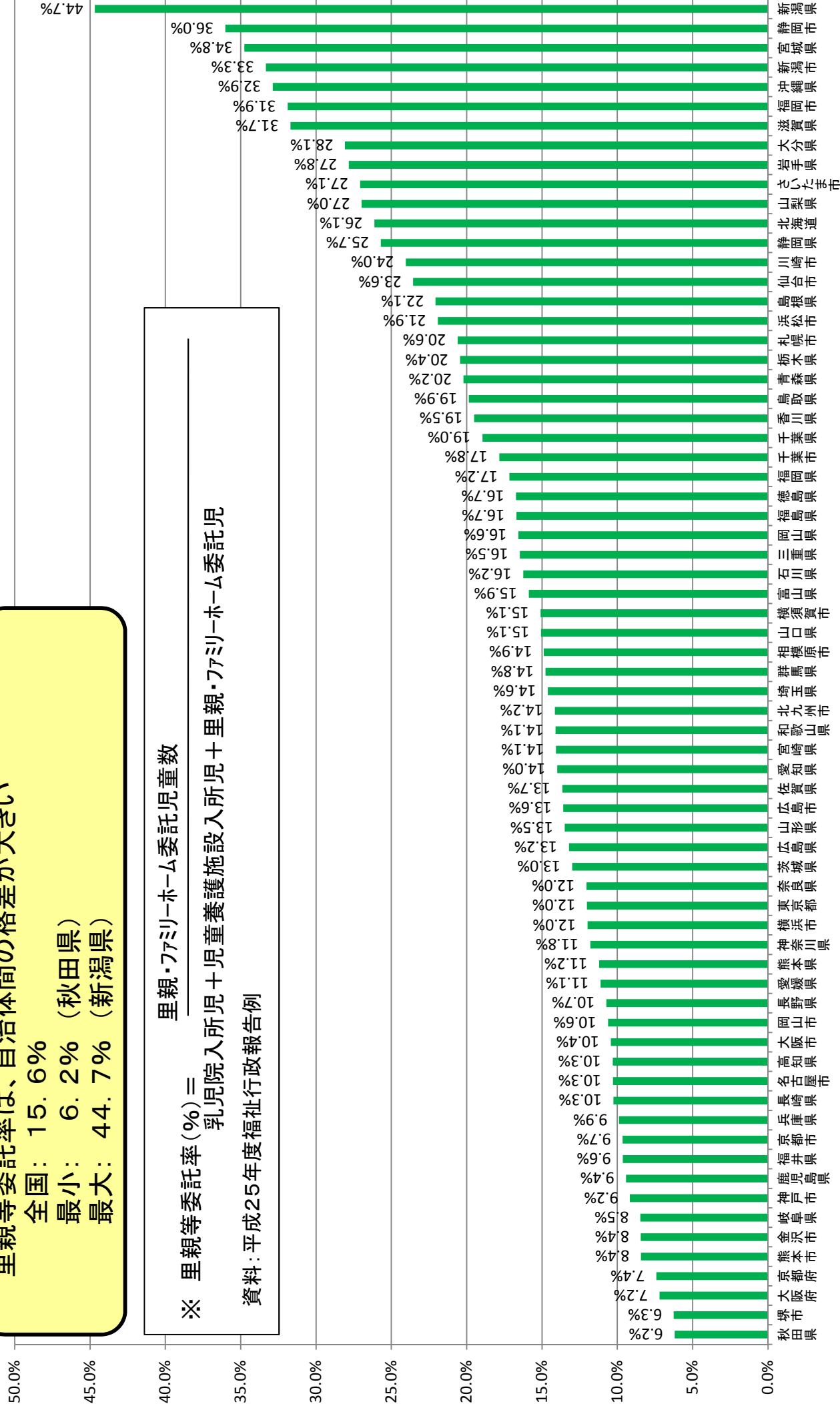
○都道府県市別の里親等委託率の差 69都道府県市別里親等委託率(平成25年度末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国: 15.6%
 最小: 6.2% (秋田県)
 最大: 44.7% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) =
 里親・ファミリーホーム委託児童数
 ÷ 乳児院入所児 + 児童養護施設入所児 + 里親・ファミリーホーム委託児

資料: 平成25年度福祉行政報告例



○里親等委託率の最近9年間の増加幅の大きい自治体

- 最近9年間で、福岡市が6.9%から31.9%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→25比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成25年度末
1	福岡市	25.0%増加	6.9%	31.9%
2	大分県	20.7%増加	7.4%	28.1%
3	静岡県	16.4%増加	10.6%	27.0% (静岡市・浜松市分を含む)
4	さいたま市	16.1%増加	11.0%	27.1%
5	新潟県	13.9%増加	26.4%	40.3% (新潟市分を含む)
6	福岡県	13.2%増加	4.0%	17.2%
7	香川県	13.0%増加	6.5%	19.5%
8	栃木県	12.5%増加	7.9%	20.4%
9	佐賀県	12.5%増加	1.2%	13.7%
10	徳島県	12.0%増加	4.7%	16.7%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい(宮城県：26.8%増(8.0%→34.8%)、岩手県17.4%増(10.4%→27.8%)、仙台市：12.0%増(11.6%→23.6%))が、東日本大震災の影響により親族により里親が増えたことによるものであるため、除いている。